

財務省告示第二百七十五号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成二十年八月十三日に買入消却した国債
 の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十年九月二十六日

財務大臣 中川 昭一

（別表）

国債の名	記号	額面金額の 総額	額面金額百円当 たりの買入価格
利付国庫債 （十年償還）	第三回	五億円	九十七円三十四銭
〃	〃	十億円	九十七円三十七銭
〃	〃	十億円	九十七円三十九銭
〃	〃	十億円	九十七円四十一銭
〃	〃	十億円	九十七円四十四銭
〃	第四回	五億円	九十六円六十三銭
〃	〃	四十五億円	九十六円六十四銭
〃	〃	三十五億円	九十六円六十五銭
〃	〃	五億円	九十六円六十六銭
〃	〃	四十五億円	九十六円六十七銭
〃	〃	五億円	九十六円六十八銭

合	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
計	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	第十六回	第十回	"
八百十四億円	十億円	十億円	百二十五億円	八十五億円	三十五億円	五億円	十億円	四十億円	百四億円	十億円	九十五億円	五十億円	五十億円
	百一円二十七銭	百一円二十六銭	百一円二十五銭	百一円二十四銭	百一円二十三銭	百一円二十二銭	百一円二十一銭	百一円二十銭	百一円十九銭	百一円十七銭	百一円十五銭	九十九円七十四銭	九十六円七十銭